

## 各種契約書の書式

矢掛町長選挙

(参 考)

## 選挙運動用自動車 運送契約書

発注者(候補者)

を甲とし、請負者(一般乗用旅客自動車運送事業者)

を乙として、甲乙両当事者間において、令和8年4

月26日執行の矢掛町長選挙における選挙運動用自動車の使用について、次のとおり運送契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる運送を行い、甲はこれに対して代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により矢掛町に帰属することとならない場合においては、矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（以下「条例」という。）の定める手続きにより、甲の支払うべき金額のうち、条例の定める金額を矢掛町に対し請求するものとする。

(1) 車 種 \_\_\_\_\_

(2) 登録番号 \_\_\_\_\_

2 運送（選挙運動用自動車の使用）期間は、

令和8年4月 \_\_\_\_\_ 日から令和8年4月 \_\_\_\_\_ 日までとする。

3 請負代金は、1日につき金 \_\_\_\_\_

円(うち消費税及び地方消費税額 \_\_\_\_\_

金 \_\_\_\_\_ 円)とし、総額金 \_\_\_\_\_

円とする。

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和8年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

発注者(候補者) 住 所

氏 名

㊞

請負者

住 所

名 称

代表者

㊞

## 備考

- 1 自動車の運送期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において運送する期間とすること。したがって、立候補の届出前から運送していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 請負者が矢掛町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 請負者が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

## 選挙運動用自動車 賃貸借契約書

賃借人(候補者) \_\_\_\_\_ を甲とし、賃貸人 \_\_\_\_\_ を乙として、甲乙両当事者間において、令和8年4月26日執行の矢掛町長選挙における選挙運動用自動車の使用について、次のとおり賃貸借契約を締結する。

- 1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車を貸付け、甲はこれに対して賃貸借料を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により矢掛町に帰属することとならない場合においては、矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（以下「条例」という。）の定める手続きにより、甲の支払うべき金額のうち、条例の定める金額を矢掛町に対し請求するものとする。

- (1) 車 種 \_\_\_\_\_  
(2) 登録番号 \_\_\_\_\_

- 2 自動車の賃貸借期間は、令和8年4月 \_\_\_\_\_ 日から令和8年4月 \_\_\_\_\_ 日までとする。

- 3 賃貸借料は、1日につき金 \_\_\_\_\_ 円(うち消費税及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円)とし、総額金 \_\_\_\_\_ 円とする。

- 4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和8年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

賃借人 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

⑪

賃貸人 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

⑪

### 備考

- 1 自動車の賃貸借期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において賃貸借する期間とすること。したがって、立候補の届出前から賃貸借していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 賃貸人が矢掛町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 賃貸人が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

## 選挙運動用自動車 燃料売買契約書

買主(候補者) \_\_\_\_\_ を甲とし、売主 \_\_\_\_\_ を乙として、甲乙両当事者間において、令和8年4月26日執行の矢掛町長選挙における選挙運動用自動車の燃料について、次のとおり売買契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる期間燃料を供給し、甲はこれに対して代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により矢掛町に帰属することとならない場合においては、矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（以下「条例」という。）の定める手続きにより、甲の支払うべき金額のうち、条例の定める金額を矢掛町に対し請求するものとする。

(1) 燃料の種類 \_\_\_\_\_

(2) 期 間 令和8年4月 \_\_\_\_\_ 日から令和8年4月 \_\_\_\_\_ 日まで

2 売買代金は、1リットルにつき金 \_\_\_\_\_ 円(うち消費税及び地方消費税額金 \_\_\_\_\_ 円)とする。ただし、総契約量 \_\_\_\_\_ リットル、総額金 \_\_\_\_\_ 円の範囲内とする。

3 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和8年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

買 主 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

①

売 主 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

②

### 備考

- 1 燃料の売買期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において供給する期間とすること。
- 2 売主が矢掛町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 売主が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

## 選挙運動用自動車 運転手雇用契約書

雇用人(候補者) \_\_\_\_\_ を甲とし、被雇用人 \_\_\_\_\_ を乙として、甲乙両当事者間において、令和8年4月26日執行の矢掛町長選挙における選挙運動用自動車の運転について、次のとおり雇用に関する契約を締結する。

1 甲は、乙を選挙運動用自動車の運転手として雇用し、その報酬を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により矢掛町に帰属することとならない場合においては、矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（以下「条例」という。）の定める手続きにより、甲の支払うべき金額のうち、条例の定める金額を矢掛町に対し請求するものとする。

2 運転手の雇用期間は、令和8年4月 \_\_\_\_\_ 日から令和8年4月 \_\_\_\_\_ 日までとし、運転に従事する時間は基本的に午前8時から午後8時までの12時間とする。

3 報酬の額は、1日につき金 \_\_\_\_\_ 円とし、総額金 \_\_\_\_\_ 円とする。

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和8年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

雇用人 住所

氏名

⑩

被雇用人 住所

氏名

⑩

### 備考

- 1 運転手の雇用期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において雇用する期間とすること。したがって、立候補の届出前から雇用していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 運転手(被雇用人)が矢掛町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

## 選挙運動用ビラ作成請負契約書

発注者(候補者) \_\_\_\_\_ を甲とし、請負者 \_\_\_\_\_ を乙として、甲乙両当事者間において、令和8年4月26日執行の矢掛町長選挙における選挙運動用ビラの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

1 甲は、乙に対して、次に掲げるビラを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。

(1) 数量 \_\_\_\_\_ 枚

(2) 納期 令和8年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

2 請負代金は、1枚につき金 \_\_\_\_\_ 円(うち消費税及び地方消費税額金 \_\_\_\_\_ 円)とし、総額金 \_\_\_\_\_ 円とする。

3 乙は、納期限内にビラを作成し、甲に引渡しをしなければならない。

4 甲は、前項の規定により、ビラの引渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。  
ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により矢掛町に帰属することとならない場合においては、矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(以下「条例」という。)の定める手続きにより、甲の支払うべき金額のうち、条例の定める金額を矢掛町に対し請求するものとする。

5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和8年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

発注者 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

⑪

請負者 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

⑪

### 備考

- 1 ビラ作成業者(請負者)が矢掛町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 2 ビラ作成業者(請負者)が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

## 選挙運動用ポスター作成請負契約書

発注者(候補者) \_\_\_\_\_ を甲とし、請負者 \_\_\_\_\_ を乙として、甲乙両当事者間において、令和8年4月26日執行の矢掛町長選挙における選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

1 甲は、乙に対して、次に掲げるポスターを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。

(3) 規格 \_\_\_\_\_ cm × \_\_\_\_\_ cm

(4) 数量 \_\_\_\_\_ 枚

(5) 納期 令和8年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

2 請負代金は、1枚につき金 \_\_\_\_\_ 円(うち消費税及び地方消費税額金 \_\_\_\_\_ 円)とし、総額金 \_\_\_\_\_ 円とする。

3 乙は、納期限内にポスターを作成し、甲に引渡しをしなければならない。

4 甲は、前項の規定により、ポスターの引渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により矢掛町に帰属することとならない場合においては、矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(以下「条例」という。)の定める手続きにより、甲の支払うべき金額のうち、条例の定める金額を矢掛町に対し請求するものとする。

5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和8年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

発注者 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

⑩

請負者 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

⑩

## 備考

1 ポスター作成業者(請負者)が矢掛町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

2 ポスター作成業者(請負者)が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

《参考資料》

|              |        |       |                                                                               |                         |
|--------------|--------|-------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 選挙運動用<br>自動車 | ハイヤー契約 |       | 印紙税法別表第 1<br>1 - 4 運送に関する契約書<br>10 万円以下<br>10 万円超～50 万円以下<br>50 万円超～100 万円以下  | 200 円<br>400 円<br>400 円 |
|              | 個別契約   | 自動車借入 | 物品の貸し借りは印紙税法の対象外                                                              |                         |
|              |        | 燃料供給  | 単価契約は 3 か月以内は印紙税の対象外                                                          |                         |
|              |        | 運転手雇用 | 雇用契約であれば印紙税法の対象外<br>ただし、運転手が運送業の個人事業主であれば、上記「印紙税法別表第 1 1 - 4 運送に関する契約書」に該当する。 |                         |
| 選挙運動用ビラの作成   |        |       | 印紙税法別表第 1<br>2 請負に関する契約書<br>100 万円以下のもの                                       | 200 円                   |
| 選挙運動用ポスターの作成 |        |       | 印紙税法別表第 1<br>2 請負に関する契約書<br>100 万円以下のもの                                       | 200 円                   |